



令和6年度各務原市社会福祉事業団職員採用試験要項

この試験は、令和7年4月1日付採用者を決定するために行うものです。

—新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い—

○発熱・咳・倦怠感等がある方は、受験を控えていただくようお願いします。

1. 職種・採用予定人員・職務内容・受験資格

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
作業療法士	1 名	主に、児童発達支援センター（事業）において、 ・作業療法（小児リハビリ）を行う業務 ・送迎、添乗 を行う業務及びこれに付帯する（記録等）業務

2. 受験資格（下記の要件をすべて満たしていること）

受 験 資 格
① 昭和40年4月2日以降に生まれた方 ② 普通自動車運転免許を有している方 ③ 「作業療法士」の資格を有している方で、1年以上の実務経験のある方

・次に該当する方は、受験できません。

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの方

※受験資格等について

・申込書の記載内容に虚偽、不正等があることが判明した場合、職員として採用しません。

・採用後に受験資格等に虚偽、不正等が発覚した場合は、採用を取り消します。

3. 受験申込手続

① 所定の申込書に写真をはって、エントリーシートとともに各務原市社会福祉事業団事務局（福祉の里内）に提出のこと。

② 「作業療法士」の資格証明書の写しを添付すること。

③ 郵送による申込の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、所定の申込書に写真をはり、110円切手をはった宛先明記の返信用定型封筒（長型3号）を同封して、一般書留又は簡易書留で送付すること。

宛先：〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地 各務原市社会福祉事業団事務局

提出書類：①申込書 ②受験票 ③エントリーシート ④資格証明書の写し

④ 申込書に記載不十分なものや写真の小さなものは受理しません。

⑤ 受験に対しての提出書類は返却しません（当方で廃棄します）。

4. 受付期間

① **窓口受付**の場合 令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）

窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日及び祝日は、受け付けできませんので、ご注意願います。）

② **郵送受付**の場合 令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金） **必着**

5. 試験の期日・場所

	科 目	期 日	試 験 会 場
試 験	基礎能力検査 適性検査 面 接	令和7年2月9日（日）	各務原市福祉の里

6. 試験の方法・内容

	科 目	内 容
試 験 方 法	基礎能力検査 適性検査	社会福祉事業の従事者としての基礎能力・適性を判断
	面 接	個別面接による人物・適性等の総合判断

7. 合格発表

発 表 日	発 表 方 法
2月下旬	事業団ホームページ上に掲示するとともに、合格者のみに郵送

8. 待遇等

(1) 初任給（令和7年4月1日現在）

職 種	大学卒	短大卒（3年制）
作業療法士	226,100 円	222,000 円

※ 職歴等がある場合などは、一定の基準により加算されます。

(2) 昇給は、原則として年1回です。

(3) 諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給要件に応じて支給されます。

(4) 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です。

(5) 業務上必要がある場合は、法人が事業経営する業務の範囲で就業場所又は業務内容の変更、職種変更を命じることがあります。

9. 各務原市社会福祉事業団の概要

各務原市社会福祉事業団は、各務原市が設置する社会福祉施設 各務原市福祉の里、虹の家・友愛の家（就労継続支援事業B型）、障がい者相談支援事業所等の運営を行う社会福祉法人です。

各務原市福祉の里は、児童発達支援センター、児童発達支援事業、生活介護事業、支援センター等からなり、その全ての施設が通所形式をとる複合社会福祉施設です。

採用に関する問い合わせ先・郵送による申込先
 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 事務局
 〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地
 電話 (058) 370-7500

※ 各務原市社会福祉事業団ホームページ（<https://kakamigahara-fukushi.or.jp/>）からも申込書などを取り出すことができます。